



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2926号 2016.3.25 発行

待機児童緊急対策 一時預かりで臨時対応…政府原案 毎日新聞 2016年3月25日



「保育園落ちた日本死ね!!!」ブログ賛同者の署名を受け取る塩崎恭久厚労相。左から2人目は民主党の山尾志桜里衆院議員＝国会内で2016年3月9日午後2時42分、藤井太郎撮影

待機児童解消に向けて政府・与党が検討している緊急対策の原案が判明した。保護者の都合などで一時的に子供を預けられる「一時預かり」について、同じ子供を毎日預かる前提でのサービスを行い、保育所などへの入所が決まるまでの居場所を確保する。また、面積当たりの

子供の数を国の最低基準より少なくするなどしている保育施設に対し、定員を超えて預かる子供の数を増やすよう求めるなど、受け入れ枠拡大や規制緩和策をさらに推進する。

### 保育所、定員超過拡大も

政府は、自民、公明両党の提言も踏まえて週明けにも正式に対策を決定する方針だ。

対策は、匿名のブログをきっかけに保育サービス拡充を求める声が高まり、参院選への影響を懸念し、急きょまとめた。現時点で困っている母親らが多いことを踏まえた緊急対策と、人材育成など恒久財源を要する中長期的な対策に分かれている。

緊急対策のうち、一時預かりでは、保護者の負担が過大にならない料金設定とすることなども支援する。

預かる子供の数の基準緩和では、2年連続で定員を20%超過した場合に補助金が減額される「ペナルティー」について、超過できる期間の延長なども検討する。

国の基準に従った認可保育所だけでなく、東京都の認証保育所など地方自治体が独自に認定している保育施設の活用も進める。認可保育所より割高なことの多い利用料の負担軽減措置を支援。事業所内保育所を地域の人が利用できるよう働きかけることなども盛り込んだ。待機児童が特に多い0～2歳児対象の小規模保育所の受け入れを拡大する。

待機児童が50人以上いる市町村には「保育コンシェルジュ」の配置を促す。コンシェルジュは保護者の働き方や通勤経路なども勘案して利用可能な保育サービスの情報を提供する。

一方、中長期的課題には、保育士の給与2%引き上げなど財源の必要な人材確保策が並んだ。

厚生労働省によると、昨年4月現在の待機児童は5年ぶりに増加し、約2万3000人。大都市に集中しており、東京都は約7800人に上っている。【阿部亮介】

虐待抜き打ち検査 道が新年度、障害者施設で 北海道新聞 2016年3月24日

道は新年度、障害者施設での虐待を防ぐため、道が監督・指導する障害者施設を対象に

抜き打ち検査を行う。23日の道議会保健福祉委員会で明らかにした。市町村や利用者、その家族からの通報をもとに、道の担当職員が施設に出向き、状況を直接確認する。

川崎市の介護付き有料老人ホームで入所者が転落死した事件を受け、新年度、介護施設での抜き打ち検査が都道府県で行われることが既に決まっている。道は障害者施設での虐待が増加傾向にあることを受け、独自に障害者施設にも対象を広げることにした。道はまた、新年度から虐待の兆候を把握するために利用者とその家族を対象にアンケートを行う考えも示した。

村木一行保健福祉部長は「虐待根絶に向けた取り組みを積極的に行っていく」と答弁した。

道によると、道内の障害者施設での虐待件数は2012年度に2件、13年度に7件、14年度に9件が確認されている。

## 男性障害者も女性専用車両に乗れます 行政評価局が周知徹底へ

福祉新聞 2016年03月24日 福祉新聞編集部



総務省のホームページ

総務省の近畿管区行政評価局は2月25日、「障害のある男性や男性介助者も女性専用車両を利用できる」ということをもっと広く知らせるよう近畿運輸局にあっせんした。

「関東に比べて近畿では、視覚障害のある男性や男性介助者も女性車両を利用できることが知らされていない」という行政相談を受け、鉄軌道事業者を確認した結果、関東は15事業者中14事業者が利用できる旨を車両や乗車位置に明示していたが、近畿では12事業者中6事業者にとどまった。利用できる旨の放送も近畿では確認できなかった。

近畿評価局はこうした結果を行政苦情救済推進会議に報告。同会議の意見を踏まえ、女性専用車両に起因する身体的・精神的負担を軽減するため必要な対応を行うよう求めた。

## 厚生省、保育・介護一体施設の設置指針 食堂や調理室を共有

日本経済新聞 2016年3月24日

厚生労働省は24日、保育と介護などの複数のサービスを1カ所で手がける「多機能型」の福祉施設の設置指針をまとめた。医師や栄養士、調理員などは、施設全体で1人でよい

ことを明確にした。食堂やトイレ、調理室、事務室も共有できる。同施設の整備を促すことで、保育所に入れない「待機児童」や介護施設に入れない高齢者を減らす狙いがある。

設備面では玄関や廊下、エレベーター、送迎バスなどの共用を認める。高齢者、障害者、子どもらの設備を仕切る壁も不要にする。

保育、介護、障害者施設などを一体で整備すると建設費や運営費が安くなり、整備が進みやすくなる。これまでは職員の兼務や設備の共用がどこまで認められるか不透明だったため、十分に普及していなかった。

例えば通所介護と短期入所生活介護、保育所などを1カ所で手がける施設の場合、医師や調理師はそれぞれの施設を兼務できる。

### 手話端末タブ導入など支援 県が取り組み助成 日本海新聞 2016年3月24日

障害者差別解消法が4月1日に施行されるのに伴い、鳥取県は障害者への「合理的配慮」に取り組む民間団体の支援を行う。レストランメニューの点字化、分かりやすい平仮名パンフレット作り、手話端末タブレット導入など、障害者に配慮したサービスを提供する取り組みの一部を助成する。

同法施行に関して県は、既に県職員を対象とした行動規範を策定し、研修も実施。「合理的配慮」が努力義務として課される民間でも対応が急がれることから、2016年度予算に関連事業費210万円を計上した。

観光や飲食、理美容など業界団体が対象で、「合理的配慮」の実現に向けた環境整備費の半額（上限30万円）を補助する。民間の研修会も各圏域で開く。

23日に県庁であった会議では、県全体で障害者に配慮した地域づくりを進める方針を確認した。

### 「友好」の書、力強く 品川区障害者作品展出品 松吉さん、区国際友好協会に贈る

東京新聞 2016年3月24日



福田常務理事に書を贈呈する松吉広子さん（右）＝品川区役所で

品川区西大井の知的障害者入所施設、区立かがやき園を利用している松吉広子さん（35）が二十三日、昨秋の区障害者作品展に出品した書「友好」を区国際友好協会に贈呈した。区役所第三庁舎内にある協会応接ロビーに展示される。

松吉さんは入所五年目。大塚淳司施設長によると、施設の書道クラブに所属し、二年ほど前から本格的に書道を始めた。指導者が数ある課題の中から、人に好かれる松吉さんの人柄にふさわしいとして「友好」を選び、二カ月ほど練習を重ねて書き上げたという。協会名に含まれる言葉であることから施設側から贈呈の申し出があり、協会が快諾した。

協会で行われた贈呈式では、松吉さんが笑顔を見せながら、額装された書を協会の福田法光常務理事に手渡した。区立かがやき園を管理する社会福祉法人福栄会の宮地恵美子常務理事はあいさつで「これからも『友好』という言葉を広めてほしいと思い、贈ることにした。活動への貢献につながれば」と期待した。福田常務理事は「何とも力強い字。外国人向けの日本語教室で由来も含めて説明したい」と話した。（荘加卓嗣）

### 認知症徘徊事故 最高裁「家族責任なし」 識者に聞く 五十川直行教授 大谷るみ子代表 西日本新聞 2016年03月24日

認知症の男性が徘徊（はいかい）中に電車にはねられ死亡した事故で、最高裁は家族に

J R への賠償責任はないとの判決を言い渡した。2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症とも推計される時代。判決は私たちの生活にどんな影響を及ぼすのか。福祉と民法の専門家に聞いた。



九州大大学院（民法）五十川直行教授

●賠償責任の在り方見直せ 九州大大学院（民法）五十川直行教授

最高裁の裁判官5人とも「家族に賠償責任はない」との結論だったが、導き方が異なった。3人は、妻や長男は法定の「監督義務者」などに当たらないとした。2人は、長男は「監督義務者に準ずべき者」だが、週6日デイサービスを利用させるなど義務を怠らなかったと評価し、賠償責任はないと判断した。

つまり最高裁は「家族だからといってむやみに監督義務を負わすべきではない」「やるべきことをやっている家族に重い責任を負わすべきではない」という二つのメッセージを発した。バランスの取れた判決だ。

一方、言外にもっと深い意図があるようにも感じた。認知症患者や精神障害者、幼児を「責任無能力者」とし、家族や親に賠償責任を引き受けさせることで被害者救済を図る旧来のやり方で問題はないのか、ということだ。無能力者を保護しているように見えて、閉じ込めなどで行動の自由を奪いかねないからだ。

英米の法では個人の自由を最大限尊重する一方、他人に損害を与えた場合には本人に賠償責任を負わせてきた。ドイツなどには裁判所の判断で資力のある責任無能力者に賠償責任を負わせる規定がある。日本は、民法制定から120年間変わっていないが、社会の激変に対応できているのか。

この判決では被害が回復されないことにもなる。今回はJ Rの財産損害にとどまるが、もし乗客がけがをするなどしていたら大きな課題を残す。

自由と責任は一对だ。障害者も高齢者も共に生きるノーマライゼーションの理念が浸透する中、賠償責任の在り方も見直すべき時が来ているのではないか。

●果たすべき役割再確認を 大牟田市認知症ライフサポート研究会 大谷るみ子代表

大牟田市認知症ライフサポート研究会 大谷るみ子代表

もし家族に賠償を命じる判決だったら、認知症患者の閉じ込めにつながりかねない。そうならなくて本当に良かった。ただ、判決に物足りなさも感じた。認知症患者が700万人を超えるとされる2025年を前に、最高裁には社会が目指すべき方向性を示してほしい。

今回は、妻や長男の妻による見守りとデイサービスの利用など、どちらかといえば「よくやっている家族」だったから免責されたという判決ではなかったか。実際にはそこまでできる家族は少ない。老老介護、遠距離介護、情報不足、経済的問題…。そんな家族だったら判決はどうだったか。



そもそも介護保険は家族だけでは支えられない実態があるから導入された。地域包括ケアも機能しているとは言い難く、判決で不安になった人もいただろう。

福岡県大牟田市では04年度から「認知症の人も安心して外出できるまち」を目指し、行方不明になったら地域住民が検索するネットワークづくりを進めてきた。15年に市内で行方不明になった12人がこの活動で見つかった。でも、そうした取り組みも、家族や身近な人たちによる普段の関わりがなければ生きてこない。

不幸な事故を起こさないために本人はもちろん家族や介護事業者、行政、地域、政治が果たすべき役割と責任がある。判決を機にそれぞれが再確認したい。また、万一事故が起こったとき、当事者も被害者も救える制度づくりが必要だ。

認知症は誰がなってもおかしくない。あなたが認知症になったとき、どんな社会を生きたいか。そこが出発点だ。

## 狛江市らしい終活サポート 市と市民が協働で「エンディングノート」 東京

産経新聞 2016年3月24日

狛江市で行政と市民の“協働”による独自のエンディングノートが完成した。昨年4月に始まった企画段階から市民が加わって意見を出し合い、「書きやすさ」と市販品にはない「狛江市らしさ」にこだわったのが特徴という。4月から市報などで完成を周知し、作成した400部は市役所で希望者に配布する。

### ■書きやすさ追求

「狛江市エンディングノート これからも まえむきに えがおで」はA4判のルーズリーフ式44ページで、病気になったり、介護が必要になったりしたときの希望を記入する「もしものときは」、葬儀やお墓、遺言などの意向をまとめる「エンディング」などの5章で構成した。

「もしものことがあったとき」に開封してほしい人の名前を書いておく袋とじのページを設け、人に見られたくないページをこの中にはさめるようにしてプライバシーにも配慮した。市役所や地域包括支援センター、葬儀社などの相談・手続き先の一覧も載せて「狛江市らしさ」を出すよう工夫している。

内容・構成を企画したのは、市内で高齢者専用賃貸住宅「多麻」（同市駒井町）を運営する「NPO法人狛江共生の家」。理事長の河西のぶみさん（71）は、「共生の家メンバーや多麻の住人で実際にエンディングノートを書いてみて、もっと書きやすい、狛江バージョンがほしいと考えていた」という。

### ■自分らしい人生

一方、狛江市はエンディングノートへの市民の関心の高まりを踏まえ、平成26年度の「行政提案型市民協働事業」として協働相手を公募、共生の家を選んだ。

27年4月から9回の作成作業、2回の勉強会を開いて検討を重ねた。河西さんは「もしものときに備えると同時に、ノートを書くことで、これからの人生をどう生きるか考え、自分らしさを出してほしい」としている。

共生の家の若松博子さん（76）は「今後はノート書き方、活用法の講習会なども企画したい」と言及。作成作業に協力した狛江の高齢者のくらしをよくする会の富樫洋子さん（64）は、「高齢者だけでなく、障害を持った人などにも関心を持ってほしい」と話している。

ノート完成を記念して、狛江市は25日午後2～4時に同市役所防災センターでエンディングノートに関する講演会を開く。講師は東洋大の井上治代教授。定員50人。参加費は無料。

申し込み、問い合わせは高齢者支援係（電）03・3430・1111内線2223。

### 【用語解説】エンディングノート

人生の終末期に備えて自らの希望を書き留めておくノート。死亡したときや、判断力・意思疎通の能力を失う病気にかかったときを想定し、（1）葬儀（2）病気の治療（3）財産や相続（4）家族や親族—などについて記入する。「人生の終わりを迎えるための活動」を意味する「終活」の一環で注目されている。遺言と異なり、法的効力はない。

## 70代認知症女性を家に閉じ込め 介護事業所を指定取り消し

産経新聞 2016年3月24日

認知症の利用者が徘徊しないように外側から鍵を掛けて家に閉じ込めたのは虐待に当たるとして、大阪府東大阪市は24日、同市新庄東の介護サービス会社が運営する事業所「ケアサポートロータス」の指定を取り消すと発表した。取り消しは3月31日付。

市によると、事業所は平成27年9月中旬～11月、緊急やむを得ない場合ではないのに、訪問介護を利用する同市内の70代女性を、自宅の玄関ドアの外側から鍵を掛け、外

出できないようにした。

女性は認知症で徘徊する傾向があり、事業所は、危険防止のためだったとしている。訪問介護員4人が施錠を認め、「代表者や管理者の指示を受けて鍵を掛けた」と話している。ドアには市販の補助鍵が取り付けられていた。知人が市に通報し発覚した。

### 「てんかん正しい理解を」 企業で働く患者ら訴え 東京新聞 2016年3月25日

意識を失ったり、けいれんを起こしたりするてんかん。偏見や差別は今も根強いが、てんかん患者であることを自ら表明し、病気への理解を求める人も出てきた。二十六日のてんかん啓発日「パープルデー」を前に、「安心して病気を明かせる社会になってほしい」と訴える。(山本真嗣)

「意識が戻ったとき、社内がざわついていないのがうれしかった」

会員制ホテルなどを運営するリゾートトラスト(名古屋市)人事部で働く前田直行さん(46)は、てんかんの発作が起きた時の同僚の冷静な対応に感謝する。



同僚と打ち合わせする前田直行さん(右) =名古屋市中区で小学校のときに発症。現在、発作は一週間～十日に一度で、顔が真っ青か真っ赤になり、左手が震え、目を見開いて一点を凝視する。時間は一分ほど。時折意識を失うが、倒れたりけいれんしたりすることはない。発作を減らす薬を一日三回服用。睡眠不足とストレスが発作を誘発するため、午後九時半には寝る。

九年前、障害者枠でフルタイムの契約社員として入社。面接時に「発作が起こってもすぐに治まる。

驚かないで」と伝えていた。体調が悪いときは障害者専用の休憩室で休めることで、気持ちが楽になった。

当初は障害者専門の部署で、ダイレクトメールの作成など事務の補助に従事。まじめな仕事ぶりが評価され、現在は健常者と同じ職場で、社員の福利厚生に必要な証明書の発行などを担う。

人事部長の佐々木征磁さん(51)は「重要な戦力で、業務に支障が出たことは一度もない」。前田さんも「働くことで生活リズムができ、発作も減った。働くことが生きがい」と話す。

すずかけクリニック(名古屋市千種区)院長で、てんかん専門医の福智(ふくち)寿彦さん(51)によると、発作の出方は人によって大きく違う。意識のなくなる一瞬の発作や、短時間ぼんやりするだけなど軽微なものも多い。

患者の七割は薬の服用で発作を抑えられ、健常者と同じ生活を送ることができる。だが「突然意識を失うというイメージだけが先行し、就労などで差別を受けることも少なくない」。症状を抑えられているのに内定を取り消されたり、不本意な異動を命じられたりすることもあるという。

前田さんも高校卒業後の就職活動で、数百社に当たったが面接も受けられなかった。今も、患者による交通事故があると、周囲からどのように見られるのか不安だ。「患者が積極的に社会に出て、病気のことを知ってもらう必要がある」と話す。

#### ◆啓発へパープルデー

パープルデーは二〇〇八年、てんかんに苦しんでいたカナダの九歳の少女が「病気の誤解を解いてほしい」との願いを込め、てんかんの国際的イメージカラーの紫色(パープル)のものを身につけようと提案したことが始まり。今では欧米やアジアなど三十カ国近くに広がっている。病気の正しい知識を広め、患者に「一人ではない」と知ってもらい狙いがある。

<てんかん> 脳の神経細胞が一時的に過剰に働いて症状が出る神経疾患。国内に100万人の患者がいる。生活に支障があれば、精神障害者保健福祉手帳を取得できる。運転免許の取得には一定の制限があり、医療職など精神障害への欠格条項のある資格や職業が制限される場合がある。

### 介護給付で不正受給か 広島の実業者2億3600万円 中国新聞 2016年3月25日

広島市佐伯区五日市町美鈴園の「あい・のぞみ訪問介護センター」が、介護給付費や介護報酬など約2億3600万円を不正に受給したとして、市が調査していることが24日、分かった。障害者や被爆者に介護サービスなどを提供したように装い、架空請求を繰り返していたとみられる。

複数の関係者によると、センターは2014年1月から15年11月までの間、障害者の居宅介護や重度訪問介護、移動支援サービスを提供していないにもかかわらず、提供したとする虚偽の記録をつくり、延べ52人分の介護給付費などを水増し請求。2億1400万円余りを不正受給した可能性がある。

同様の方法で、高齢者向けの訪問介護サービスでも被爆者を含む延べ72人分の計1100万円を受け取った。これに関連した被爆者援護法に基づく介護手当や、生活保護法の介護扶助分も別に受給したという。

昨年9月、市の監査で判明。市は近く、センターを運営する西区井口鈴が台の実業者「あい・のぞみ」に対し、加算金を含む約3億2200万円の返還を求め、障害者総合支援法や介護保険法などに基づき処分する方針でいる。

これとは別に、市は、佐伯区海老園の「訪問看護ステーションすみれ」の処分と、介護報酬約1500万円の返還請求も検討している。常勤者が働いているように装って介護保険法に基づく訪問看護サービスの指定を更新したとみている。

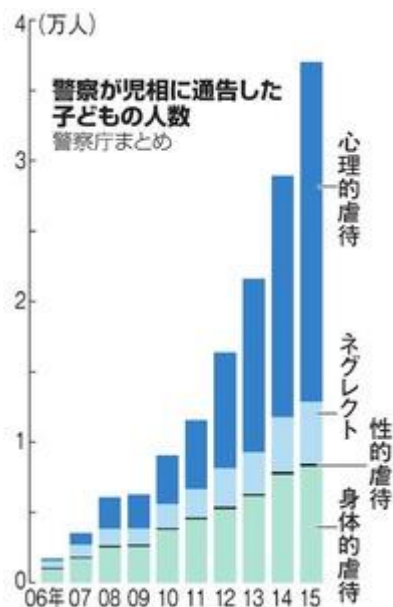
### 虐待通告の子ども、最多の3万7千人 11年連続で増加 八木拓郎 朝日新聞 2016年3月24日

虐待を受けていると警察が昨年、児童相談所（児相）に通告した18歳未満の子どもは3万7020人（前年比28%増）で、統計が残る2004年から11年連続で増え、初めて3万人を超えた。警察庁が24日、発表した。警察庁は、増加の理由を、積極的な通報や警察が取り組みを強化したためとみている。

最も多かったのは、包丁を向けて脅したりライターの水を向けて怒鳴ったりする「心理的虐待」で2万4159人（同41%増）。このうち、親が子どもの前で配偶者やパートナーに暴力を振るう「面前DV」が1万6807人（同44%増）で、大半を占めた。

#### 警察が児相に通告した子どもの人数

「身体的虐待」は8259人（同7%増）、「育児放棄（ネグレクト）」は4431人（同14%増）、「性的虐待」は171人（同3%減）だった。



### 福祉事業への還元を義務化 社会福祉法改正案が成立 久永隆一

朝日新聞 2016年3月24日

特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人（社福）に必要な以上の財産があれば、

福祉事業に還元することが義務づけられる。この規定が盛り込まれた社会福祉法改正案が、23日の参院本会議で自民、公明、民主の各党などの賛成多数で可決された。衆院に送られ、この国会で成立する見通しだ。

社福は地域福祉に貢献する非営利団体で税金が優遇されるが、過去の利益の蓄積である内部留保を本来の福祉事業に回していない法人もあるとの指摘がある。

改正案では、内部留保を施設の修繕費など事業の継続に必要な財産と、それ以外の「余裕財産」に分けて資産の内訳を明確化。余裕財産は社会福祉事業の充実に回すための計画をつくった上で、施設の新設や職員の待遇改善などに還元することを義務づける。

さらにガバナンス（統治）強化のため、評議員会を必ず置くことにする。財務諸表と役員報酬の総額を年1回、ホームページで公表することも義務づける。

介護職の人材確保策も盛り込んだ。離職した介護福祉士の届け出制度を創設して、50万人以上とされる「潜在介護福祉士」をデータベースで把握。情報提供や研修を行いやすくして、職場への復帰を支援する。



## 認知症患者転落死で賠償命令



NHK ニュース 2016年03月23日

東京・羽村市の介護施設で認知症の男性が転落して死亡したことを巡り遺族が起こした裁判で、東京高等裁判所は「施設側の対策は安全性を欠いていた」として、施設を運営する医療法人に1900万円余りの賠償を命じる判決を言い渡しました。

4年前、東京・羽村市の介護施設「あかしの里」で、当時84歳の認知症の男性が2階の食堂の窓から転落して死亡し、遺族は施設を運営する医療法人に賠償を求める訴えを起しました。

男性は窓が開くのを制限する器具を自分でずらしたとみられ、1審の東京地方裁判所立川支部は「転落は予想できなかった」として訴えを退け、遺族が控訴しました。

23日の判決で東京高等裁判所の水野邦夫裁判長は「自宅に帰りたいという願望のある認知症の患者が無理にでも外に出ようとすることは、認知症の知識があれば通常は予想できる」と指摘しました。

そのうえで、「窓の器具は簡単にずらすことができ、危険を防止するうえで不適切で安全性を欠いていた」として、医療法人に1900万円余りの賠償を命じました。

医療法人の真愛会は「医療介護の実務に与える影響が極めて大きく、内容を十分精査して対応したい」とコメントしています。

